

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目	24 - 7	提案日	第 2 回 協議会	確認日	第 3 回 協議会
			平成16年9月24日		平成16年10月13日
協議項目	乳幼児医療費助成			関係項目	
調整方針(案)	乳幼児医療費助成は県の補助制度に沿って実施し、市単独事業は合併時に県補助制度を受けられない就学前児童の入院、通院（所得制限あり）を対象に実施する。			協議結果	方針案のとおり

関係資料

前回の提案 平成16年 9月24日 第2回合併協議会

提案内容 乳幼児医療費助成（単独）は、4歳以上就学前児童の通院について所得制限を設けて新市単独事業として実施する。

乳幼児医療費助成

区 分	調整方針案	3市町村の実施状況		
		伊那市	高遠町	長谷村
4歳未満 入院通院 （所得以下）	県基準により実施			
4歳未満 入院通院 （所得以上）	新市単独事業 として実施			
4歳以上就学前入院 （所得以下）	県基準により実施			
4歳以上就学前入院 （所得以上）	新市単独事業 として実施			
4歳以上就学前通院 （所得以下）	新市単独事業 として実施			
4歳以上就学前通院 （所得以上）	実施しない			